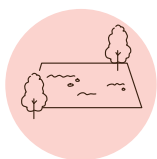


最新版

いつまでに・何を・どうする
.....

相続発生から 1年間の 手続ガイド



は じ め に

本冊子では、相続が発生してから1年間で必要となる重要な手続をチェックリストにして、その発生する時期別にわかりやすく解説しています。

相続とは、大切な人が亡くなった際に財産や権利を受け継ぐ手続です。しかし、その内容は複雑であり、法的な要件も多くあります。また、手続を行う先は多岐にわたり、必要となる資料や期限もそれぞれ異なります。そのため、手続についての正確な情報と適切なタイミングでの準備・対応が不可欠です。

本冊子では、まず「相続発生から1年間のスケジュール全体像」で相続の全体スケジュールを把握したうえで、1週間以内、1か月以内、3～6か月以内、1年経過後など、それぞれの期間ごとに、やるべき手続とポイントを具体的に示し、次に行うべき手続を一つひとつ確認できる構成としています。

相続発生から1年間というのは、相続人の方にとって大切な方を亡くされ、負担の多い時期ですが、相続手続に向き合うには冷静な判断と正確な情報が重要です。本冊子はそういった相続人の方はもちろん、遺族や関係者、また相続を業務として取り扱う方などにとっても役立つ内容となっています。

本冊子が、相続人の皆さまの支えとなり、適切な判断をサポートする手助けとなれば幸いです。遺産を守り、遺族の未来を守るために、是非本冊子を参考にしてください。

目次



はじめに

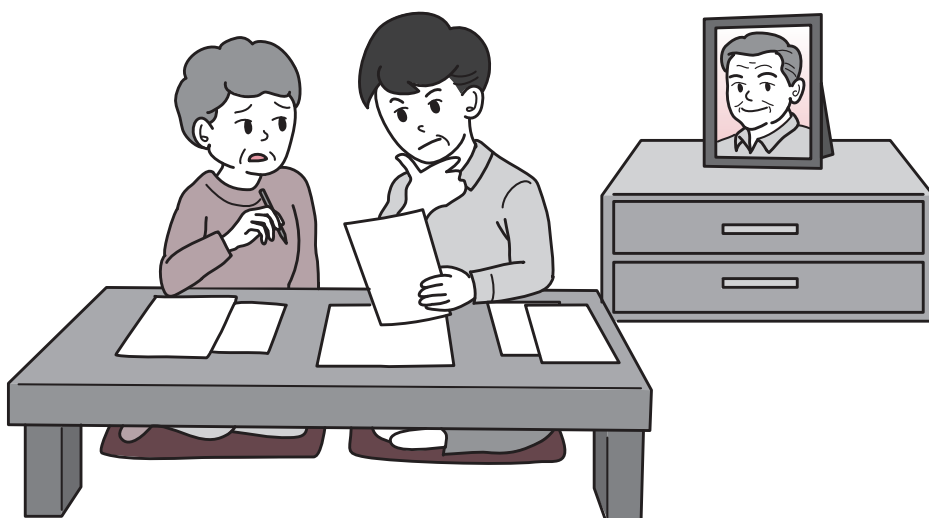
 相続発生から1年間の スケジュール全体像	4
 1週間以内にやること	6
 相続発生年内にやること	10
 2週間以内にやること	12
 1か月以内にやること	16
 2か月以内にやること	26

🌸 3か月～6か月以内にやること	30
------------------------	----

🌸 7か月～1年以内にやること	34
-----------------------	----

🌸 1年経過後にやること	40
--------------------	----

カテゴリ別手続一覧表	42
------------------	----



※本冊子で解説している各手続は一般的なものですので、被相続人によっては他にも手続が必要となる場合があります。

※本冊子の内容は、令和8年4月1日現在の法令等によっています。

相続発生から1年間のスケジュール全体像

1 週間以内にやること

分類	項目	提出先等	期限
葬儀	通夜、葬儀・告別式	葬儀会社	亡くなってから速やかに
	火葬	葬儀会社	亡くなってから速やかに
	初七日法要	葬儀会社	原則、亡くなった日から7日目まで
役所	死亡届の提出	役所	亡くなったことを知った日から7日以内
役所	死体火葬許可証交付申請書の提出	役所	亡くなったことを知った日から7日以内

2 週間以内にやること

分類	項目	提出先等	期限
役所	世帯主変更届の提出	役所	亡くなった日から14日以内
役所	健康保険、 介護保険の諸手続	勤務先	健康保険 亡くなった日から5日以内
		役所	国民健康保険 亡くなった日の翌日から14日以内
			介護保険 亡くなった日から14日以内
年金	年金受給停止手続	年金事務所	国民年金 亡くなった日から10日以内
			厚生年金 亡くなった日の翌日から14日以内
年金	遺族年金の請求	年金事務所	速やかに
年金	未支給年金の請求	年金事務所	速やかに

1 か月以内にやること

分類	項目	提出先等	期限
法務	相続人の確定（戸籍の収集）	役所	可能な限り早期に
法務	保管自筆証書遺言の検索	法務局	遅滞なく
法務	公正証書遺言の検索	公証役場	遅滞なく
法務	自筆証書遺言の検認	家庭裁判所	遅滞なく
税務	個人事業の開業・廃業等届出書の提出	税務署	亡くなった日から1か月以内
税務	個人事業者の死亡届出書の提出	税務署	速やかに
税務	消費税課税事業者選択届出書の提出	税務署	原則、相続開始年の年末まで
税務	消費税簡易課税制度選択届出書の提出	税務署	原則、相続開始年の年末まで
その他	電気、ガス、水道の名義変更	電力会社等	引き継ぐ相続人（もしくは解約など）が決まり次第
その他	固定電話の名義変更、携帯電話の解約	電話会社	引き継ぐ相続人（もしくは解約など）が決まり次第
その他	インターネットの名義変更	プロバイダー	引き継ぐ相続人（もしくは解約など）が決まり次第
その他	NHK の名義変更	NHK	引き継ぐ相続人（もしくは解約など）が決まり次第
その他	運転免許証の返納	警察署	速やかに

その他	マイナンバーカードの破棄または返納	役所	相続手続完了後
その他	クレジットカードの解約	カード会社	速やかに
その他	老人ホーム等の解約、退去精算	老人ホーム	速やかに
その他	各種サブスクリプションサービス等の調査・解約	各サービス提供会社	速やかに

2 か月以内にやること

分類	項目	提出先等	期限
葬儀	四十九日法要	寺院	期限なし
葬儀	納骨	寺院	期限なし
役所	葬祭費、埋葬料（費）の支給申請	役所	葬祭費 葬式日から 2 年以内
		健康保険組合等	埋葬料 死亡日の翌日から 2 年以内
			埋葬費 埋葬日の翌日から 2 年以内
その他	死亡保険金の請求	保険会社	亡くなった日から 3 年以内
税務	相続税申告の税理士の選定	税理士	できれば亡くなった日から 2 か月くらいまでに

3 か月～ 6 か月以内にやること

分類	項目	提出先等	期限
法務	相続放棄	家庭裁判所	相続の開始があったことを知った時から 3 か月以内
法務	限定承認	家庭裁判所	相続の開始があったことを知った時から 3 か月以内
税務	準確定申告書の提出	税務署	相続の開始があったことを知った日の翌日から 4 か月以内
税務	所得税の青色申告承認申請	税務署	原則 4 か月以内
法務	財産目録作成	—	できれば亡くなった後 6 か月程度までに
法務	特別代理人選任	家庭裁判所	できれば亡くなった後 6 か月程度までに

7 か月～ 1 年以内にやること

分類	項目	提出先等	期限
法務	遺産分割協議書の作成	—	できれば 10 か月以内
税務	相続税申告書の提出	税務署	10 か月以内
法務	不動産の相続登記	法務局	3 年以内
その他	金融資産の相続手続	金融機関	期限なし
葬儀	一周忌法要	寺院	期限なし

1 年経過後にやること

分類	項目	提出先等	期限
法務	遺産分割調停	家庭裁判所	期限なし
その他	相続不動産の売却	不動産会社	期限なし

手続チェックリスト

1 週間以内にやること

CHECK!



葬儀 通夜、葬儀・告別式

Point ①

期限 亡くなってから速やかに



葬儀 火葬

Point ②

期限 期限なし（亡くなってから 24 時間以内の火葬は禁止）



葬儀 初七日法要

Point ③

期限 原則、亡くなった日から7日目まで



役所 死亡届の提出

Point ④

期限 亡くなったことを知った日から 7 日以内



役所 死体火葬許可証交付申請書の提出

Point ⑤

期限 亡くなったことを知った日から 7 日以内

手続のポイント

Point 1

通夜、葬儀・告別式

葬儀

1 通夜、葬儀・告別式とは？

通夜とは、葬儀・告別式の前日に行われるご遺体を見守る儀式であり、近親者が集まり亡くなった方の冥福を祈り、別れを惜しむ場となります。

葬儀とは亡くなった方を弔う宗教的な儀式であり、告別式とは葬儀の後、出棺前に行われる亡くなった方への別れを告げる儀式です。葬儀は宗教や宗派によって異なりますが、告別式は宗教的な要素はなく、現代では区別せずに同時に行われることが増えています。多くの場合、告別式が終わると出棺となり、火葬場に移動して火葬が行われます。

2 通夜、葬儀・告別式のポイント

- ✓ 通夜、葬儀・告別式、火葬や初七日法要の具体的なスケジュールなどについては、地域や宗教、個々の状況によって異なる場合があります、関係者や主催者と相談することが重要

Point 2

火葬

葬儀

1 火葬とは？

火葬とは、ご遺体を焼却して残ったご遺骨を葬るという葬法の一つです。

2 火葬の時期について

法的にはいつまでに火葬しなければならないということは決まっていますが、死亡後 24 時間以内での火葬は禁止されています。

3 実施場所・必要書類

実施場所	火葬場
必要書類	●死亡届 ●死亡診断書 ●火葬許可申請書 ●火葬料(公営：無料～ 5万円程度、民営：5万円～ 15万円程度) ●位牌 ●遺影

1 初七日法要とは？

初七日法要は、亡くなった日から四十九日法要まで、7日ごとに行う法要のうち最初のもので、正式には亡くなった日から7日目に行いますが、参列者の予定が合わない場合も多く、繰り上げるかたちで葬儀と同じ日に執り行うことが増えてきています。

2 初七日法要のポイント

- ✓ 従来は初七日法要から四十九日法要まで、7回の法要を行っていたが、現在では生活様式の変化などにより、初七日法要と四十九日法要のみ行うことが増えている

1 死亡届とは？

死亡届とは、亡くなった人の死を公に宣言する手続であり、提出することで戸籍に死亡の記載がされ、住民票が消除されます。役所に備え付けてあるものに記入して提出します。

2 死亡届のポイント

- ✓ 市役所等へ提出すると返却してもらえないが、保険請求などにも必要となるので提出前に必要枚数以上のコピーを取っておく

3 提出先・必要書類

提出先	亡くなった人の本籍地、届出人となる人の住所地、もしくは死亡地の役所のいずれか
必要書類	死亡診断書(死体検案書)

1 死体火葬許可証交付申請書とは？

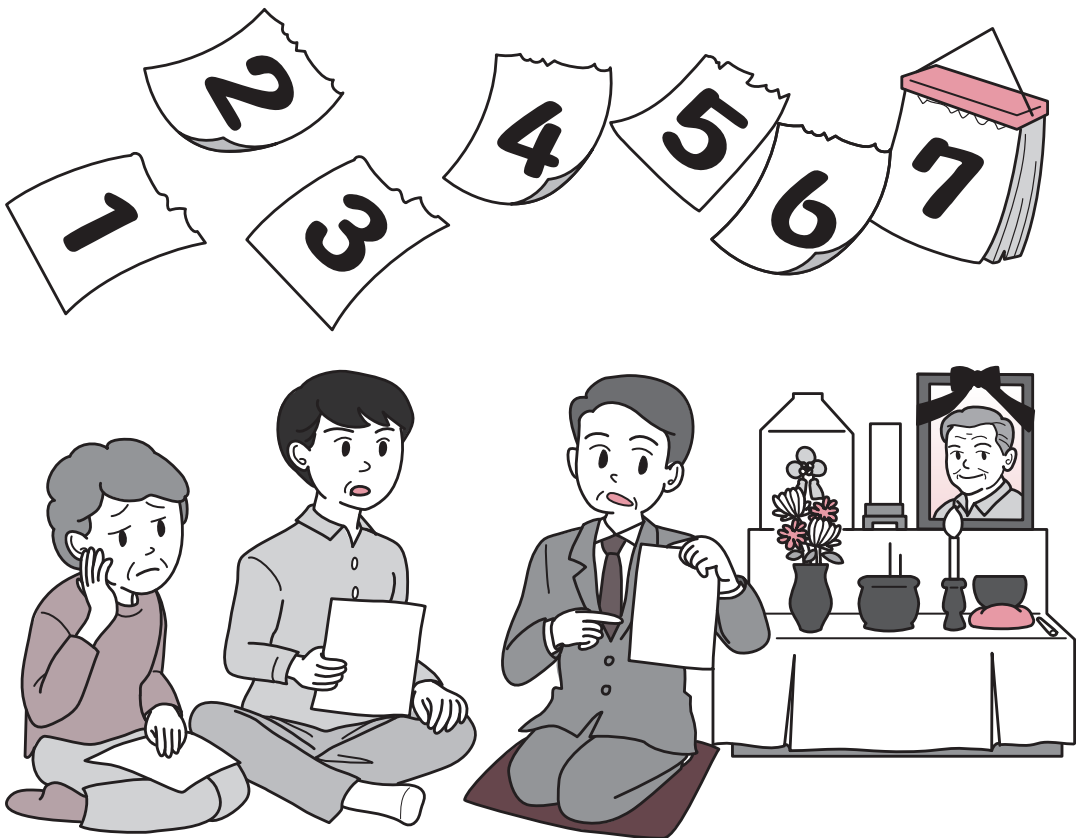
死体火葬許可証交付申請書とは、火葬を行うために必要な書類であり「火葬許可証」を交付してもらうための申請書です。役所に備え付けられており、「死亡届」と同時に提出します。

2 死体火葬許可証交付申請書のポイント

- ✓ 交付された火葬許可証は、火葬のときだけでなく納骨のときにも必要となるのでしっかりと保管しておく

3 提出先・必要書類

提出先	亡くなった人の死亡地、または本籍地や届出をする方の所在地に該当する役所
必要書類	死亡届、印鑑、火葬料



相続発生年内にやること

CHECK!



税務

消費税課税事業者選択届出書の提出

Point ①

期限 原則、相続開始年の年末まで



税務

消費税簡易課税制度選択届出書の提出

Point ②

期限 原則、相続開始年の年末まで

手続のポイント

Point ①

消費税課税事業者選択届出書の提出

税務

① 消費税課税事業者選択届出書とは？

免税事業者であった相続人が、被相続人の事業を引き継いだ場合において、納税義務を判定した結果、納税義務はないが自ら課税事業者を選択するときは、「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要があります。

② 届出期限の特例

亡くなったのが提出期限前おおむね1か月以内など、年末までに提出することが事実上困難な場合には、やむを得ない事情がやんだ日から2か月以内に「特例承認申請書」を提出することで相続のあった年から適用を受けることができますようになります。

③ 提出先・必要書類

提出先	相続人の納税地の税務署
必要書類	消費税課税事業者選択届出書

1 消費税簡易課税制度選択届出書とは？

相続人が、その相続のあった年から簡易課税制度を適用しようとする場合には、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

2 届出期限の特例

亡くなったのが提出期限前おおむね1か月以内など、年末までに提出することが事実上困難な場合には、やむを得ない事情がやんだ日から2か月以内に「特例承認申請書」を提出することで相続のあった年から適用を受けることができますようになります。

3 提出先・必要書類

提出先	相続人の納税地の税務署
必要書類	消費税簡易課税制度選択届出書

